

資金決済に関する法律に基づく利用終了および払い戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社セルクル発行の「有効期限のついていないクリーニング金券」につきましては、2022年6月15日(水)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払い戻しを実施させていただきます。

未使用の「有効期限のついていないクリーニング金券」をお持ちのお客様は、以下の払い戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

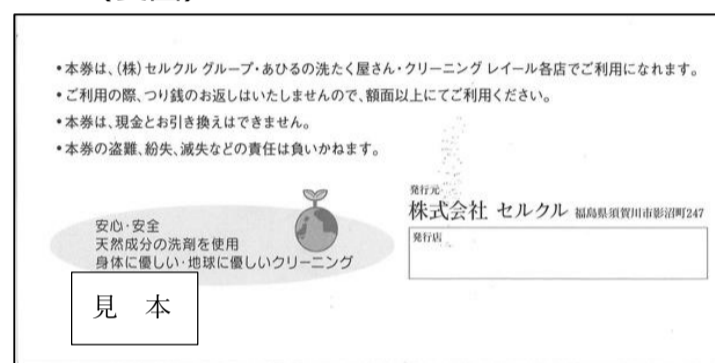
1. ご利用終了および払い戻しを行う前払い式手段の種類

「有効期限のついていないクリーニング金券」

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

2022年6月15日(水)まで

3. 払い戻しの申出期間

2022年6月16日(木)～2022年8月31日(水)

※当該期間内に払い戻しのお申し出がない場合は、この払い戻し手続きから除斥されます。

4. 申出および払い戻しの方法

「あひるの洗たく屋さん」・「クリーニングレイール」の直営店に未使用の「有効期限のついていないクリーニング金券」を持参して下さい。確認の上、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社セルクル本社までお電話にてご連絡下さい。その後、返信用封筒と「クリーニング金券払い戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき返信用封筒に未使用の「有効期限のついていないクリーニング金券」を同封の上、返信してください。返信された後、内容を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振込みます(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します) なお、郵送でのお申し出の場合は、払い戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払い戻しに関する事以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

株式会社セルクル 本社事務所

〒962-0031 福島県須賀川市影沼町 247

電話 0248-73-2332